

(案)

様式第 1 - 5 号

令和 7 年 月 日

四国運輸局 愛媛運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名 称) 今治市地域公共交通活性化協議会
(対象市町村) 今治市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 7 年 9 月 24 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
(名 称) 伯方島モビリティコンソーシアム
(住 所) 東京都中央区京橋一丁目 13 番 1 号 WORK VILLA KYOBASHI 6 階
(代表者の氏名) Community Mobility 株式会社 代表取締役社長 村瀬 茂高
5. 調った協議の内容
 - (1) 路線又は運送の区域
今治市伯方町
 - (2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)
別紙のとおり
 - (3) 運送しようとする旅客の範囲
地域住民
観光旅客その他の当該地域を来訪する者
6. その他特記事項

令和 7 年 9 月 24 日

今治市地域公共交通活性化協議会 会長 土居 忠博

伯方島公共ライドシェアの対価

項目	金額
運送の対価	事前予約:400円/1名・1乗車 直前予約:600円/1名・1乗車 (65歳以上・小人・障がい者・運転免許自主返納者は事前200円、直前300円) 事前予約:利用日の7日前から前日11:59までの予約 直前予約:前日正午から運行30分前までの予約
運送の対価 以外の対価	なし

●運送の対価の設定方法
定額制

●対価の設定にあたっての考え方

運送の対価は、道路運送法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、実費の範囲内であり、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内として、下記の今治市の乗合タクシー等の運賃を勘案して設定

(参考)

(令和7年9月24日現在)

	運賃
朝倉地域乗合タクシー	大人:400円 小人:200円 (65歳以上・障がい者・ 運転免許自主返納者は半額)
玉川地域乗合タクシー	
吉海地域乗合タクシー	
チョイソコおおみしま	